支所廃止に伴う関係規程の整理に関する規程をここに公表する。

令和８年９月１８日

鹿角市長　笹　本　真　司

鹿角市規程第１７号

支所廃止に伴う関係規程の整理に関する規程

（鹿角市職務に関する規程の一部改正）

第１条　鹿角市職務に関する規程（昭和 54 年鹿角市規程第４号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項第３号中「他の課及び支所等」を「他の課等」に改める。

第９条中「、支所長」を削る。

（鹿角市事務決裁規程の一部改正）

第２条　鹿角市事務決裁規程（昭和 48 年鹿角市規程第 12 号）の一部を次のように改正する。

第２条第 11 号中「並びに規則第 10 条第１項に規定する支所長並びに同条第３項に規定するマイナンバー推進監」を削る。

（鹿角市文書事務取扱規程の一部改正）

第３条　鹿角市事務決裁規程（平成 10 年鹿角市規程第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「、第４条に規定する会計課並びに第７条に規定する支所」を「並びに第４条に規定する会計課」に改める。

（鹿角市公印規程の一部改正）

第４条　鹿角市公印規程（昭和 47 年鹿角市規程第４号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市長印	秋田県 鹿角市 長之印 市民サービス窓口	れい書	方18	戸籍、住民登録、印鑑、税関係の諸証明	市民課長	1
市長印	秋田県 鹿角市 長之印 ○○○支所	れい書	方20	戸籍、住民登録、葬祭関係文書、印鑑証明書及び身分証明書（大湯支所にあつては大湯温泉振興プラザの利用許可）	花輪支所長	3
					十和田支所長	1
					尾去沢支所長	1
					八幡平支所長	1
					大湯支所長	1

」を

「

市長印	秋田県 鹿角市 長之印 市民サービス窓口	れい書	方18	戸籍、住民登録、印鑑、税関係の諸証明	市民課長	1

」に改める。

（鹿角市職員被服等貸与規程の一部改正）

第５条　鹿角市職員被服等貸与規程（昭和 48 年鹿角市規程第 15 号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「、各支所長」を削る。

附　則

この規程は、令和８年１０月１日から施行する。